

## 委員会議事概要

1 委員会名	令和5年度 第1回沖縄海区漁業調整委員会
2 開催日時	令和5年4月14日(金) 14:00~14:55
3 開催場所	県庁6階第2特別会議室
4 出席委員 (定数15名中12名)	(会場) 赤嶺博之委員、上原亀一委員、大嶺嘉昭委員、 八前隆一委員、新立弘子委員、山川彩子委員 (WEB) 池田博委員、大城和夫委員、伊良波宏紀委員、当真聡委員、大谷健太郎委員、藤田喜久委員、城間恒浩委員 (欠席) 伊良波宏紀委員、山内得信委員、天方徹委員
5 議事録署名人	大嶺嘉昭委員、城間恒浩委員
6 議事内容	
(1) 第1号議案	令和5年漁業権一斉切替に係る海区漁場計画案に対する答申について (P1~P17、別添)
	漁業権切替に伴う公聴会の実施状況を説明し、公述人がなかった旨の説明があった。 諮問に対する答申案を審議した結果、すべての計画案に対して異議無い旨の答申がおこなわれた。 また、区画漁業権の漁場区域の縮小(ヒトエグサ養殖に適さない海域(岩盤)の除外)に係る申し出については、異議ない旨の答申がおこなわれた。
【特記事項】	答申案に対しては、異議無く承認された。
(2) 第2号議案	知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について(P4~P17、別添2)
【要旨】	知事許可漁業のうち、潜水器漁業・さんご漁業・まぐろはえ縄漁業・かつお一本釣漁業及び底魚一本釣漁業の新規許可の公示案について、知事より諮問があった。委員から異議はなく、事務局案の通り承認された。

<p><b>【特記事項】</b></p>	<p><b>【八前委員】</b> さんご漁業（ソフトコーラル漁業）については、沖縄県で共同漁業権が設定されている区域も含め全域が該当するのか。</p> <p><b>【事務局】</b> ソフトコーラルについては潜水器を使わずに採捕する者に対して許可を発行。ソフトコーラルは漁業権対象外なので、場所を問わず採捕が可能。</p> <p><b>【八前委員】</b> 漁協に所属していない漁業者（以下、員外者）が採捕する場合は、当該海域の共同漁業権を有する漁協と調整するよう指導をしているか。</p> <p><b>【事務局】</b> 漁業権対象ではないので、現状では指導していない。</p> <p><b>【八前委員】</b> トラブル防止の観点から、指導することを検討して欲しい。</p> <p><b>【事務局】</b> そのような指導について検討したい。</p> <p><b>【八前委員】</b> 員外者が採捕するソフトコーラルの量について報告する仕組みはあるか。</p> <p><b>【事務局】</b> 漁業法改正以降、員外者についても資源管理の状況を報告いただいている。</p>
<p>(3) 第 3 号議案</p>	<p>浮魚礁の承認申請について（P18～P35、別添）</p>
<p><b>【要旨】</b></p>	<p>再承認申請が 5 基（久米島町 4 基、知念漁協 1 基）あり。原案のとおり全て承認された。</p>
<p><b>【特記事項】</b></p>	<p>特になし</p>
<p>(4) 第 4 号議案</p>	<p>ウミガメの採捕申請について（P36～P41）</p>
<p><b>【要旨】</b></p>	<p>漁業目的で、読谷村漁業協同組合から変更（アオウミガメ 5 頭の追加）申請あり。原案のとおり承認された。</p>
<p><b>【特記事項】</b></p>	<p>特になし</p>
<p>(5) 報告事項</p>	<p>スジアラ・シロクラベラの体長制限周知状況について</p>
<p><b>【要旨】</b></p>	<p>事務局から、令和 5 年 2 月以降に実施した周知に関する報告。県関係機関や市町村、漁協、海事関係機関およびコンビニエンスストア等へのポスター、チラシ配付のほか、広報番組や SNS を活用した周知の状況を報告した。</p>
<p><b>【特記事項】</b></p>	<p><b>【赤嶺委員】</b> 来月上旬のゴールデンウィークには、一般の遊漁者が釣りをする機会が増えると思われる。屋我地島の周辺では小型のシロ</p>

クラベラがよく釣れると言われているが、こうしたレジャーに対して、事務局では周知をする計画はあるか。

**【事務局】** 漁業取締船はやての船員による取締を計画している。他にも、委員会指示のプレスリリースを予定している。

以上